

## 本号で公布された条例のあらまし

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例（埼玉県条例第四十号）（情報システム課）

### 一 趣旨

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する。

### 二 内容

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止するとともに、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例について、電子証明書発行手数料の徴収に係る規定を削除するための改正を行う。

### 三 施行期日

平成二十八年一月一日